改正民法ここが変わる　～債権各論編～

令和２年１月２５日

担当講師　ＬＥＣ専任講師・弁護士　　日　髙　　正　美

＊本レジュメにおいて「旧」は現行法の規定を指し，「新」は令和２年４月１日施行の改正法の規定を指す。

1.　【契約自由の原則の明記】

（新）第５２１条　何人も，法令に特別の定めがある場合を除き，契約をするかどうかを自由に決定することができる。

２　契約の当事者は，法令の制限内において，契約の内容を自由に決定することができる。

（新）第５２２条　契約は，契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

２　契約の成立には，法令に特別の定めがある場合を除き，書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

※契約締結の自由，契約内容の自由，契約方式の自由について明文の規定を置いた。

2.　【承諾の期間の定めのある申込み】

（新）第５２３条第１項　承諾の期間を定めてした申込みは，撤回することができない。ただし，申込者が撤回をする権利を留保したときは，この限りでない。

※ただし書追加。撤回権の留保について規定を新設した。

※承諾の通知の延着に関する規定（旧第５２２条）は削除された。

※契約自由の原則に関する規定の新設等により，旧第５２３条（遅延した承諾の効力）の規定の条数が新第５２４条に繰り下がった。

3.

0000721201427
GU20142

【承諾の期間の定めのない申込み】

（新）第５２５条　承諾の期間を定めないでした申込みは，申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは，撤回することができない。ただし，申込者が撤回をする権利を留保したときは，この限りでない。

２　対話者に対してした前項の申込みは，同項の規定にかかわらず，その対話が継続している間は，いつでも撤回することができる。

３　対話者に対してした第１項の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは，その申込みは，その効力を失う。ただし，申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは，この限りでない。

※１項ただし書追加。２項３項新設。なお，本条１項本文は，旧第５２４条と同趣旨の規定であり，条数が繰り下げられている。

4.　【申込者の死亡等】

（新）第５２６条　申込者が申込みの通知を発した後に死亡し，意思能力を有しない常況にある者となり，又は行為能力の制限を受けた場合において，申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき，又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは，その申込みは，その効力を有しない。

※旧第５２５条と同趣旨の規定（ただし，意思無能力に関する改正を反映している。）であり，条数が繰り下げられている。

5.　【隔地者間の契約に係る発信主義の廃止】

※旧第５２６条（隔地者間の契約の成立時期）の規定が削除され，発信主義が廃止された。

6.　【承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期】

（新）第５２７条　申込者の意思表示または取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には，契約は，承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。

※本条新設。

※旧第５２７条（申込みの撤回の通知の延着）は削除された。

7.　【懸賞広告に関する規定の改正】
※第５２９条及び第５３０条が改正され，第５２９条の２及び同条の３が新設された。
※懸賞広告を知らない者にも当該広告の効力が及ぶこと等が改正の主な内容である。

8.　【同時履行の抗弁】
（新）第５３３条　双務契約の当事者の一方は，相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは，自己の債務の履行を拒むことができる。ただし，相手方の債務が弁済期にないときは，この限りでない。

※カッコ書追加。

9.　【危険負担における債権者主義の規定（旧５３４条・旧５３５条）の削除】
※旧第５３４条（債権者の危険負担）及び旧第５３５条（停止条件付双務契約における危険負担）の各規定が削除され，特定物売買等の双務契約における債権者主義が廃止された。

10.　【危険負担の効果に係る改正】
（新）第５３６条（債務者の危険負担等）　当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは，債権者は，反対給付の履行を拒むことができる。
２　債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは，債権者は，反対給付の履行を拒むことができない。この場合において，債務者は，自己の債務を免れたことによって利益を得たときは，これを債権者に償還しなければならない。

※危険負担の効果を反対給付の消滅から反対給付の履行拒絶権に変更した。

11. 【第三者のためにする契約①】

（新）第５３７条第２項　前項の契約は，その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても，そのためにその効力を妨げられない。

※本項追加。受益者が胎児等の場合でも第三者のためにする契約の締結が可能であることを明文化した。

12. 【第三者のためにする契約②】

（新）第５３８条第２項　前条の規定により第三者の権利が発生した後に，債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には，同条第１項の契約の相手方は，その第三者の承諾を得なければ，契約を解除することができない。

※本項追加。受益者保護の観点から，受益の意思表示後における要約者による契約解除権の行使を制限する規定を置いた。

13. 【契約上の地位の移転】

（新）第５３９条の２　契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において，その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは，契約上の地位は，その第三者に移転する。

※本条新設。判例・通説の見解を明文化。

14. 【解除に関する改正①（催告による解除）】

（新）第５４１条　当事者の一方がその債務を履行しない場合において，相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，相手方は契約の解除をすることができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

※本条の見出しを改めるとともに，ただし書を追加。

15. 【解除に関する改正②（催告によらない解除）】

（新）第５４２条　次に掲げる場合には，債権者は，前条の催告をすることなく，直ちに契約の解除をすることができる。

一　債務の全部の履行が不能であるとき。

二　債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四　契約の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において，債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか，債務者がその債務の履行をせず，債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

２　次に掲げる場合には，債権者は，前条の催告をすることなく，直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一　債務の一部の履行が不能であるとき。

二　債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

※旧第５４２条（定期行為の履行遅滞による解除権）と旧第５４３条（履行不能による解除権）を統合して，無催告解除に関する規定として本条を設けた。

※旧第５４３条ただし書の規定（「ただし，その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。」）を削除し，債務者の帰責事由の存在ないし免責事由の不存在が解除権発生の要件ではないことを明らかにした。

16. 【解除に関する改正③（債権者の責めに帰すべき事由による場合）】

（新）第５４３条　債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，債権者は，前二条の規定による契約の解除をすることができない。

※債権者を契約の拘束力から早期に解放するという解除の制度趣旨に鑑み，債権者に帰責事由がある場合において解除を認めないこととした。

17. 【解除に関する改正④（解除の効果）】

（新）第５４５条第３項　第１項本文の場合において，金銭以外の物を返還するときは，その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。

※本項追加。判例・通説の見解を条文化。

18. 【解除に関する改正⑤（解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅）】

（新）第５４８条　解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し，若しくは返還することができなくなったとき，又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは，解除権は，消滅する。ただし，解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは，この限りでない。

※下線部改正。旧２項削除。

19.　【定型約款の規定の新設】

（新）第５４８条の２　定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって，その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は，次に掲げる場合には，定型約款（定型取引において，契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二　定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

２　前項の規定にかかわらず，同項の条項のうち，相手方の権利を制限し，又は相手方の義務を加重する条項であって，その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第１条第２項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては，合意をしなかったものとみなす。

※定型約款について，本条（定型約款の合意），第５４８条の３（定型約款の内容の表示），第５４８条の４（定型約款の変更）の３箇条を新設した。

20.　【贈与に関する改正①】

※第５４９条（贈与）の規定中，「自己の財産」（旧）という文言が「ある財産」（新）と改められた。

21.　【贈与に関する改正②】

（新）第５５０条　書面によらない贈与は，各当事者が解除をすることができる。ただし，履行の終わった部分については，この限りでない。

※旧法では「撤回」と規定されていたが，新法では「解除」に改められた。

22.　【贈与に関する改正③】

（新）第５５１条第１項　贈与者は，贈与の目的である物又は権利を，贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し，又は移転することを約したものと推定する。

※担保責任に関する一連の改正をふまえ，無償契約である贈与の特殊性から目的物の引渡しに係る当事者の意思を推定する規定を設けた。

23. 【売買に関する改正①（手付）】

（新）第５５７条１項　買主が売主に手付を交付したときは，買主はその手付を放棄し，売主はその倍額を現実に提供して，契約の解除をすることができる。ただし，その相手方が契約の履行に着手した後は，この限りでない。

※判例の見解の条文化。

24. 【売買に関する改正②（権利移転の対抗要件に係る売主の義務）】

（新）第５６０条　売主は，買主に対し，登記，登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。

※判例・通説の見解の条文化。

※旧第５６０条（他人の権利の売買における売主の義務）の規定は，一部他人物売買に関するかっこ書を追加したうえ，条数繰り下げにより新第５６１条に置かれている。

25.　【売買に関する改正③（契約不適合責任）】

＜買主の追完請求権＞

（新）第５６２条　引き渡された目的物が種類，品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは，買主は，売主に対し，目的物の修補，代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし，売主は，買主に不相当な負担を課するものでないときは，買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは，買主は，同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

＜買主の代金減額請求権＞

（新）第５６３条　前条第１項本文に規定する場合において，買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，買主は，その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

２　前項の規定にかかわらず，次に掲げる場合には，買主は，同項の催告をすることなく，直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において，売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか，買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　第１項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは，買主は，前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

＜買主の損害賠償請求及び解除権の行使＞

（新）第５６４条　前二条の規定は，第４１５条の規定による損害賠償の請求並びに第５４１条及び第５４２条の規定による解除権の行使を妨げない。

＜移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任＞

（新）第５６５条　前三条の規定は，売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。

＜目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限＞

（新）第５６６条　売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において，買主がその不適合を知った時から１年以内にその旨を売主に通知しないときは，買主は，その不適合を理由として，履行の追完の請求，代金の減額の請求，損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし，売主が引渡しの時にその不適合を知り，又は重大な過失によって知らなかったときは，この限りでない。

＜目的物の滅失等についての危険の移転＞

（新）第５６７条　売主が買主に目的物(売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。)を引き渡した場合において，その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し，又は損傷したときは，買主は，その滅失又は損傷を理由として，履行の追完の請求，代金の減額の請求，損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において，買主は，代金の支払を拒むことができない。

２　売主が契約の内容に適合する目的物をもって，その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず，買主がその履行を受けることを拒み，又は受けることができない場合において，その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し，又は損傷したときも，前項と同様とする。

※上記のほか，新第５６８条（競売における担保責任等），新第５７０条（抵当権等がある場合における買主による費用の償還請求），新第５７２条（担保責任を負わない旨の特約），新第５７６条（権利を取得することができない等のおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶），新第５７７条（抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶）の各規定の改正がなされている。

※旧第５７１条（売主の担保責任と同時履行）は，第５３３条の改正に伴い，削除された。

26.　【売買に関する改正④（買戻し）】

※新第５７９条（買戻しの特約）にかっこ書が追加され，買戻しの実行に要する金銭の額を「合意により」定めることが可能となった。

※買戻しの特約の対抗力を定める規定につき，「登記をした賃借人の権利」（旧第５８１条第２項）という文言が「前項の登記がされた後に第６０５条の２第１項に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利」（新第５８１条第２項）と改められた。

27. 【消費貸借に関する改正①（書面でする消費貸借等）】

（新）第５８７条の２　前条の規定にかかわらず，書面でする消費貸借は，当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し，相手方がその受け取った物と種類，品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって，その効力を生ずる。

２　書面でする消費貸借の借主は，貸主から金銭その他の物を受け取るまで，契約の解除をすることができる。この場合において，貸主は，その契約の解除によって損害を受けたときは，借主に対し，その賠償を請求することができる。

３　書面でする消費貸借は，借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは，その効力を失う。

４　消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは，その消費貸借は，書面によってされたものとみなして，前三項の規定を適用する。

※消費貸借契約の要物性を緩和する趣旨の規定が新設された。

28. 【消費貸借に関する改正②（準消費貸借）】

※旧第５８８条（準消費貸借）の冒頭にあった「消費貸借によらないで」という文言が削除された。

29. 【消費貸借に関する改正③（利息）】

（新）第５８９条　貸主は，特約がなければ，借主に対して利息を請求することができない。

２　前項の特約があるときは，貸主は，借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

※民法上の消費貸借契約が原則として無償であることが明確化された。

30. 【消費貸借に関する改正④（貸主の引渡義務等）】

（新）第５９０条　第５５１条の規定は，前条第１項の特約のない消費貸借について準用する。

２　前条第１項の特約の有無にかかわらず，貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは，借主は，その物の価額を返還することができる。

※担保責任に関する一連の改正に伴う改正点。

31.　【消費貸借に関する改正⑤（返還の時期）】
※新第５９１条第２項に「返還の時期の定めの有無にかかわらず、」という文言が追加され，同条に第３項が追加された。

32.　【使用貸借に関する改正①（使用貸借）】
（新）第５９３条　使用貸借は，当事者の一方がある物を引き渡すことを約し，相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって，その効力を生ずる。

※使用貸借契約が諾成契約化された。

33.　【使用貸借に関する改正②（終了，解除）】
（新）第５９７条　当事者が使用貸借の期間を定めたときは，使用貸借は，その期間が満了することによって終了する。
２　当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において，使用及び収益の目的を定めたときは，使用貸借は，借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。
３　使用貸借は，借主の死亡によって終了する。

（新）第５９８条　貸主は，前条第２項に規定する場合において，同項の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは，契約の解除をすることができる。
２　当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは，貸主は，いつでも契約の解除をすることができる。
３　借主は，いつでも契約の解除をすることができる。

※使用貸借の終了事由が整理され，「終了」と「解除」に区分された。

34.　【使用貸借に関する改正③（その他）】
※上記の他，新第５９６条（貸主の引渡義務等），新第５９９条（借主による収去等），新第６００条（損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限）の改正がなされている。

35.　【賃貸借に関する改正①（不動産の賃貸人たる地位の移転）】

（新）第６０５条の２　前条，借地借家法（平成三年法律第九十号）第１０条又は第３１条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において，その不動産が譲渡されたときは，その不動産の賃貸人たる地位は，その譲受人に移転する。

２　前項の規定にかかわらず，不動産の譲渡人及び譲受人が，賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは，賃貸人たる地位は，譲受人に移転しない。この場合において，譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは，譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は，譲受人又はその承継人に移転する。

３　第１項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は，賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ，賃借人に対抗することができない。

４　第１項又は第２項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは，第６０８条の規定による費用の償還に係る債務及び第６２２条の２第１項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は，譲受人又はその承継人が承継する。

※第２項を除き判例法理の条文化。第２項は実務上の要請に応えて新設された。

36.　【賃貸借に関する改正②（合意による不動産の賃貸人たる地位の移転）】

（新）第６０５条の３　不動産の譲渡人が賃貸人であるときは，その賃貸人たる地位は，賃借人の承諾を要しないで，譲渡人と譲受人との合意により，譲受人に移転させることができる。この場合においては，前条第３項及び第４項の規定を準用する。

※判例法理の条文化。

37.　【賃貸借に関する改正③（不動産の賃借人による妨害の停止の請求等）】

（新）第６０５条の４　不動産の賃借人は，第６０５条の２第１項に規定する対抗要件を備えた場合において，次の各号に掲げるときは，それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

一　その不動産の占有を第三者が妨害しているとき　その第三者に対する妨害の停止の請求

二　その不動産を第三者が占有しているとき　その第三者に対する返還の請求

※判例法理の条文化。

38. 【賃貸借に関する改正④（賃借人による修繕）】

（新）第６０７条の２　賃借物の修繕が必要である場合において，次に掲げるときは，賃借人は，その修繕をすることができる。

一　賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し，又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず，賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二　急迫の事情があるとき。

※一般的な見解の条文化。

39. 【賃貸借に関する改正⑤（賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了）】

（新）第６１６条の２　賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には，賃貸借は，これによって終了する。

※判例法理の条文化。

40. 【賃貸借に関する改正⑥（賃借人の原状回復義務）】

（新）第６２１条　賃借人は，賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。)がある場合において，賃貸借が終了したときは，その損傷を原状に復する義務を負う。ただし，その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

※判例法理の条文化。

41.　【賃貸借に関する改正⑦（敷金）】

（新）第６２２条の２　賃貸人は，敷金（いかなる名目によるかを問わず，賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で，賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。）を受け取っている場合において，次に掲げるときは，賃借人に対し，その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

一　賃貸借が終了し，かつ，賃貸物の返還を受けたとき。

二　賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

２　賃貸人は，賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは，敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において，賃借人は，賃貸人に対し，敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

※判例法理の条文化。

42.　【賃貸借に関する改正⑧（その他）】

※上記の他，新第６０１条（賃貸借），新第６０２条（短期賃貸借），新第６０４条（賃貸借の存続期間），新第６０５条（不動産賃貸借の対抗力），新第６０６条（賃貸人による修繕等），新第６０９条（減収による賃料の減額請求），新第６１１条（賃借物の一部滅失等による賃料の減額等），新第６１３条（転貸の効果），新第６１６条（賃借人による使用及び収益），新第６１９条（賃貸借の更新の推定等），新第６２０条（賃貸借の解除の効力），新第６２２条（使用貸借の規定の準用）の各規定が改正されている。

⇒以上のうち，新第６０４条の改正点（賃貸借の存続期間の上限を２０年から５０年に伸長した。）が比較的重要である。

43.　【請負に関する改正①（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）】

（新）第６３４条　次に掲げる場合において，請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは，その部分を仕事の完成とみなす。この場合において，請負人は，注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一　注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

二　請負が仕事の完成前に解除されたとき。

※判例法理の条文化。

44.　【請負に関する改正②（契約不適合責任）】

（旧）第６３４条　仕事の目的物に瑕疵があるときは，注文者は，請負人に対し，相当の期間を定めて，その瑕疵の修補を請求することができる。ただし，瑕疵が重要でない場合において，その修補に過分の費用を要するときは，この限りでない。

２　注文者は，瑕疵の修補に代えて，又はその修補とともに，損害賠償の請求をすることができる。この場合においては，第５３３条の規定を準用する。

（旧）第６３５条　仕事の目的物に瑕疵があり，そのために契約をした目的を達することができないときは，注文者は，契約の解除をすることができる。ただし，建物のその他の土地の工作物については，この限りでない。

※請負人の瑕疵担保責任を定めた上記の２規定は，契約不適合責任に関する改正に伴い，いずれも削除された（改正後は，新第５５９条により新第５６２条乃至第５６４条が請負契約にも準用される。）。

※契約不適合責任の改正に関連して，新第６３６条（請負人の担保責任の制限），新第６３７条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）の各規定が改正され，旧第６３８条乃至第６４０条が削除された。

45.　【請負に関する改正③（その他）】

※新６４２条（注文者についての破産手続の開始による解除）が改正された。

46.　【委任に関する改正①（復受任者の選任等】

（新）第６４４条の２　受任者は，委任者の許諾を得たとき，又はやむを得ない事由があるときでなければ，復受任者を選任することができない。

２　代理権を付与する委任において，受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは，復受任者は，委任者に対して，その権限の範囲内において，受任者と同一の権利を有し，義務を負う。

※判例・通説の見解を条文化。

47.　【委任に関する改正②（受任者の報酬）】

（新）第６４８条第３項　受任者は，次に掲げる場合には，既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一　委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。

二　委任が履行の中途で終了したとき。

※割合的報酬請求権が認められる場合を拡充した（本項１号）。

48.　【委任に関する改正③（委任の解除）】

（新）第６５１条第２項　前項の規定により委任の解除をした者は，次に掲げる場合には，相手方の損害を賠償しなければならない。ただし，やむを得ない事由があったときは，この限りでない。

一　相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

二　委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

※判例法理の条文化（本項２号）。

49.　【寄託に関する改正①（寄託）】

（新）第６５７条　寄託は，当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し，相手方がこれを承諾することによって，その効力を生ずる。

※寄託契約の諾成契約化。

50.　【寄託に関する改正②（混合寄託）】

（新）第６６５条の２　複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には，受寄者は，各寄託者の承諾を得たときに限り，これらを混合して保管することができる。

２　前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは，寄託者は，その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。

３　前項に規定する場合において，寄託物の一部が滅失したときは，寄託者は，混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合においては，損害賠償の請求を妨げない。

※解釈上認められていた寄託類型の条文化。

51.　【寄託に関する改正③（その他）】

※新第６５７条の２（寄託物受取り前の寄託者による寄託の解除等）及び新第６６４条の２（損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限）の両規定が新設され，新第６５８条（寄託物の使用及び第三者による保管），新第６６０条（受寄者の通知義務等），新第６６２条（寄託者による返還請求等），新第６６５条（委任の規定の準用），新第６６６条（消費寄託）の各規定が改正された。

52.　【その他の典型契約】
※雇用，組合に関する改正点は，本稿では割愛する。

53.　【不法行為に関する改正①（中間利息の控除）】
（新）第７２２条第１項　第４１７条及び第４１７条の２の規定は，不法行為による損害賠償について準用する。

※中間利息の控除に関する規定（新第４１７条の２）の新設に伴う改正点。

54.　【不法行為に関する改正②（消滅時効）】
（新）第７２４条　不法行為による損害賠償の請求権は，次に掲げる場合には，時効によって消滅する。
一　被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しないとき。
二　不法行為の時から２０年間行使しないとき。

（新）第７２４条の２　人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第１号の規定の適用については，同号中「３年間」とあるのは，「５年間」とする。

※消滅時効制度の改正に関連し，規定を整備するとともに，人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求に関して，新第１６７条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）と平仄を合わせて時効期間を伸長した。

以　上

≪MEMO≫

≪MEMO≫